

# 青森県報

第二千二百七十九号

平成十六年  
一月二十三日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

字区域の変更……………	(市振興課)	一
漁業の許可等の申請期間……………	(水産振興課)	一
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………	(同)	二
公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………	(漁港整備課)	二
換地処分……………	(農村整備課)	三
都市計画の案の縦覧……………	(都市計画課)	三
右 同……………	(同)	三
右 同……………	(同)	三
都市計画の変更案の縦覧……………	(同)	四
右 同……………	(同)	四
右 同……………	(同)	五
右 同……………	(同)	五
右 同……………	(同)	五
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課)	六
公安委員会……………	(同)	六
型式の検定適合遊技機……………	(生活安全課)	六

告

示

### 青森県告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、蟹田町長から蟹田町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十六年一月二十四日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

### 東津軽郡蟹田町大字蟹田

字外黒山一八の二の一部、一一八の三の一部、一三七の二の一部、一三七の三、二〇五の四、二〇五の五及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部並びに一六九の五、一七〇の三の地先の道路である国有地の一部を字蟹田渡に編入する。字蟹田渡二の二の一部、四二の二の一部、四四の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を字外黒山に編入する。字蟹田渡一の一三、三の七、三の一〇及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに三の二、三の四に隣接する水路である国有地の全部を字樋橋に編入する。

字樋橋六の四、二二、二九の一に隣接する道路、水路である国有地の全部を字姥ヶ沢に編入する。

### 青森県告示第三十四号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成十六年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成十六年一月二十三日から同月三十日まで  
備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、うにびき網漁業
- 二 操業区域 東共第二十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十号の各漁業権漁場の区域
- 三 操業期間 二月一日から七月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をとする船舶の隻数の最高限度 一四一隻

青森県告示第三十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧												
<table border="1"> <tr> <th>加入区名</th> <th>発起人の住所及び氏名</th> <th>期 間</th> <th>場 所</th> </tr> <tr> <td>脇野沢</td> <td>下北郡脇野沢村大字脇野沢字新井田二八番地 立石政男 下北郡脇野沢村大字脇野沢字寄浪二〇番地 中村忠司</td> <td>平成十六年一月二十三日から二月六日まで</td> <td>脇野沢村漁業協同組合</td> </tr> <tr> <td>猿ヶ森</td> <td>下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道三三番地二一 石田勝信 下北郡東通村大字猿ヶ森字村中二六番地 橋本隆次郎</td> <td>平成十六年一月二十三日から二月六日まで</td> <td>猿ヶ森漁業協同組合</td> </tr> </table>	加入区名	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所	脇野沢	下北郡脇野沢村大字脇野沢字新井田二八番地 立石政男 下北郡脇野沢村大字脇野沢字寄浪二〇番地 中村忠司	平成十六年一月二十三日から二月六日まで	脇野沢村漁業協同組合	猿ヶ森	下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道三三番地二一 石田勝信 下北郡東通村大字猿ヶ森字村中二六番地 橋本隆次郎	平成十六年一月二十三日から二月六日まで	猿ヶ森漁業協同組合	
加入区名	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所										
脇野沢	下北郡脇野沢村大字脇野沢字新井田二八番地 立石政男 下北郡脇野沢村大字脇野沢字寄浪二〇番地 中村忠司	平成十六年一月二十三日から二月六日まで	脇野沢村漁業協同組合										
猿ヶ森	下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道三三番地二一 石田勝信 下北郡東通村大字猿ヶ森字村中二六番地 橋本隆次郎	平成十六年一月二十三日から二月六日まで	猿ヶ森漁業協同組合										

下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道五〇番地  
川口 潔

青森県告示第三十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年一月十六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十六年一月十五日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで平内町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十六年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
- 1 認可を受けた者の住所及び名称  
青森市長島一丁目の一  
青森県

- 2 代表者の住所及び氏名  
青森市長島一丁目の一  
青森県知事 三村申吾

- 二 埋立区域
- 1 位置  
東津軽郡平内町大字稲生字稲生六二に隣接し、二一の一、二二の二、四〇、四一の三、四一の一及び四三の一に隣接する町道の地先公有水面

- 2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡平内町大字稲生字深沢地先の稲生漁港（稲生地区）西防波堤基部に設置された水準点（八点）から四三度二七分三七三・八二メートルの地点

公 告

- の地点 地点から二五四度七分七一・四四メートルの地点
- の地点 地点から三五六度一分二一六・七七メートルの地点
- の地点 地点から八六度一分六九・八四メートルの地点
- 3 面積
- 七、六三二・六一平方メートル

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、蟹田地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十六年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

青森都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

青森都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

弘前広域都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、弘前市都市開発部都市計画課、岩木町建設課、藤崎町経済建設課、大鰐町建設課、尾上町建設課、平賀町建設課、田舎館村建設課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、八戸都市計

画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

八戸都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、八戸市都市開発部都市政策課、百石町建設下水道課、下田町建設課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

六ヶ所都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

六ヶ所都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、六ヶ所村建設課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画区域区分に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画区域区分に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

青森都市計画区域区分に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

備考 都市計画の変更に係る内容は、市街化区域における人口フレーム及び目標年次である。

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域都市計画区域区分に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり弘前広域都市計画区域区分に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

弘前広域都市計画区域区分に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、弘前市都市開発部都市計画課、岩木町建設課 藤

崎町経済建設課、大鱈町建設課、尾上町建設課、平賀町建設課、田舎館村建設課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

備考 都市計画の変更に係る内容は、市街化区域における人口フレーム及び目標年次である。

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画区域区分に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり八戸都市計画区域区分に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

八戸都市計画区域区分に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

市街化調整区域から除かれる土地の区域

八戸市大字河原木、小久保の各一部

2 追加される土地の区域

市街化区域に追加される土地の区域

八戸市大字河原木、小久保の各一部

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、八戸市都市開発部都市政策課、百石町下水道建設

課、下田町建設課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

備考 都市計画の変更に係る内容は、市街化区域における人口フレーム及び目標年次を含む。

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、六ヶ所都

市計画区域区分に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり六ヶ所都市計画区域区分に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十六年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

六ヶ所都市計画区域区分に関する都市計画

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、六ヶ所村建設課

四 縦覧期間

平成十六年一月二十三日から同年二月六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

備考 都市計画の変更に係る内容は、市街化区域における人口フレーム及び目標年次である。

発行行為に関する工事の完了

次のとおり発行行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

南津軽郡尾上町大字尾上字栄松二七〇、二八〇の一及び二八〇の三

南津軽郡尾上町大字尾上字栄松四四 田邊禎昭

中津軽郡岩木町大字一町田字村元五〇二の九

弘前市大字大町一丁目七の二二 工藤芳晴

南津軽郡大鰐町大字虹貝字中熊沢三六の八、三六の九及び三六の一

南津軽郡大鰐町大字虹貝字中熊沢三六の七 山口直希

公安委員会

青森県公安委員会告示第三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年一月二十三日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRファイバーロード・オブ・ザ・リングKX	株式会社三共
"	CR少林麻雀MBR	株式会社ニユーギン
"	CRピシバシスロッター7W	株式会社高尾
"	CRピシバシスロッター7Y	"

〃	回胴式遊技機	〃	〃	〃	〃	〃
スタージェミニ	ゴーゴージャグラーV	CR仮面ライダーXR2	CR仮面ライダーVR2	CR仮面ライダーMR3	CRデカインカNH3	CRピシバシスロットター7A
株式会社エイペックス	株式会社北電子	〃	〃	京楽産業株式会社	株式会社銀座	〃

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川一丁目一七番五  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭